

こんにちは
ななくさ厚生院です。



救護施設とは

救護施設とは社会福祉法第2条によって定められた第一種社会福祉事業で、生活保護法第38条第1項第1号によって規定された保護施設のひとつです。

18歳以上の方で、保護を受給しており、何らかの障がいがある方、あるいは経済的な問題も含めて一人で日常生活を送ることが困難な方を対象とする施設です。

地域移行に向けて関係機関と連携をしながら本人の希望に寄り添った支援を行っています。

ななくさ厚生院では

身体、知的、精神障がいでだけでなく、アルコール依存症の方、ホームレスの方など多様で複合的な課題を持つ方々が生活されています。

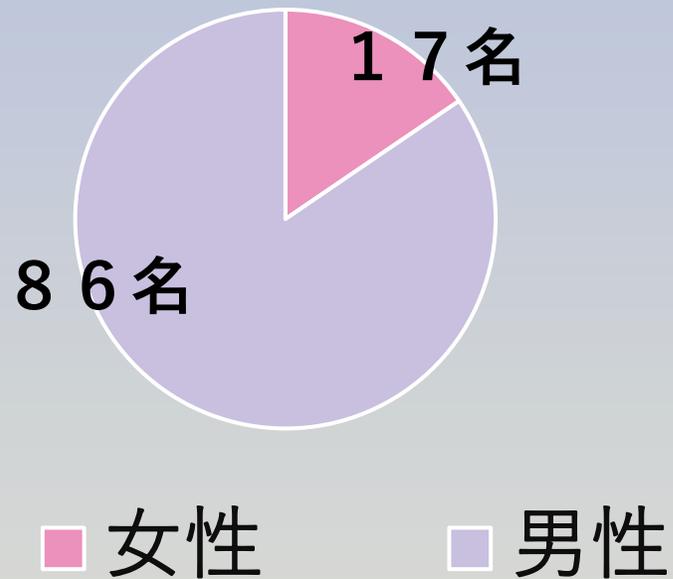
ななくさ厚生院では利用者様に合わせた自己実現が図れるよう、自立に向けた個別の支援を行っています。

法の狭間に陥った方を救うセーフティネット

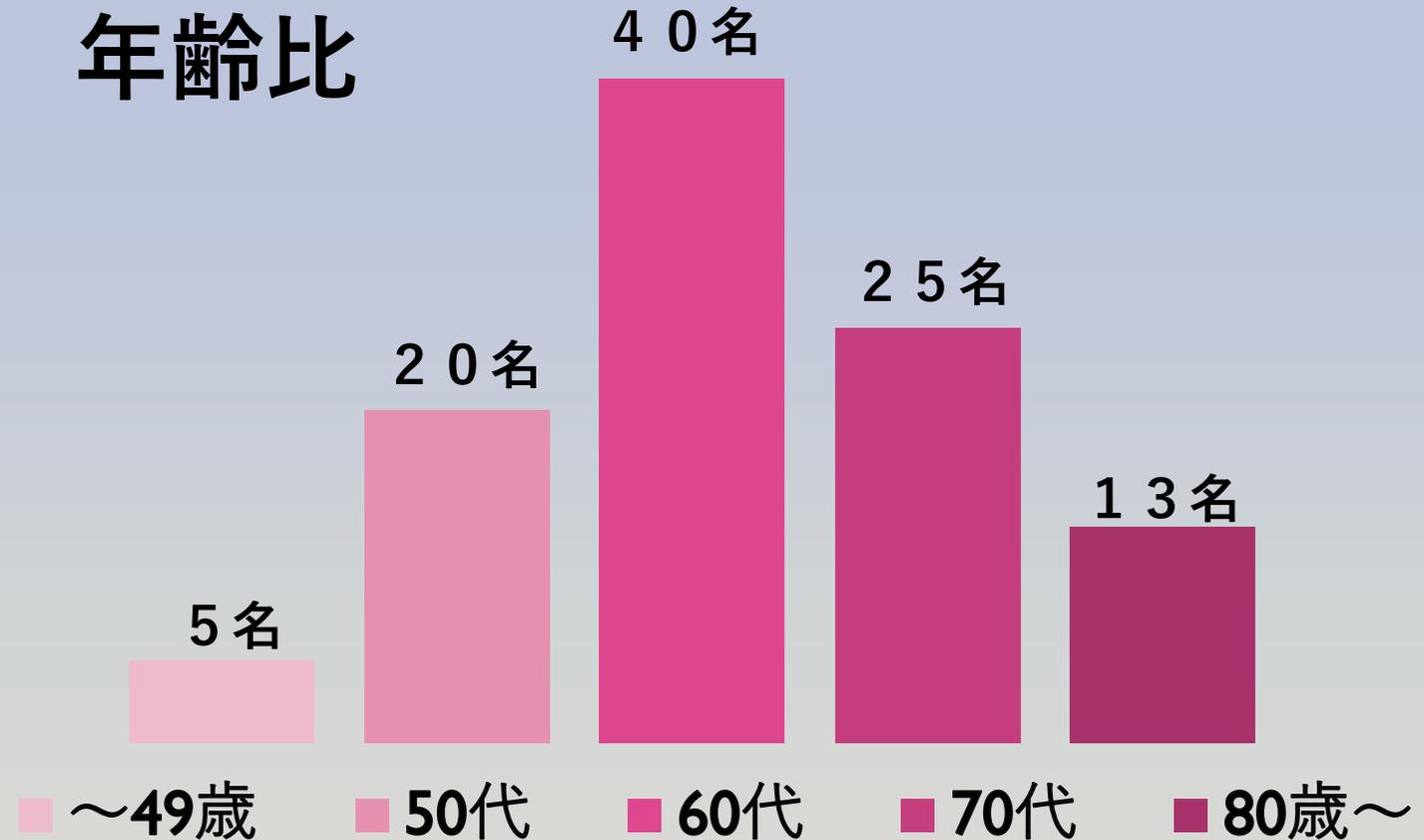
入所者状況①

令和7年4月1日現在（103名）

男女比



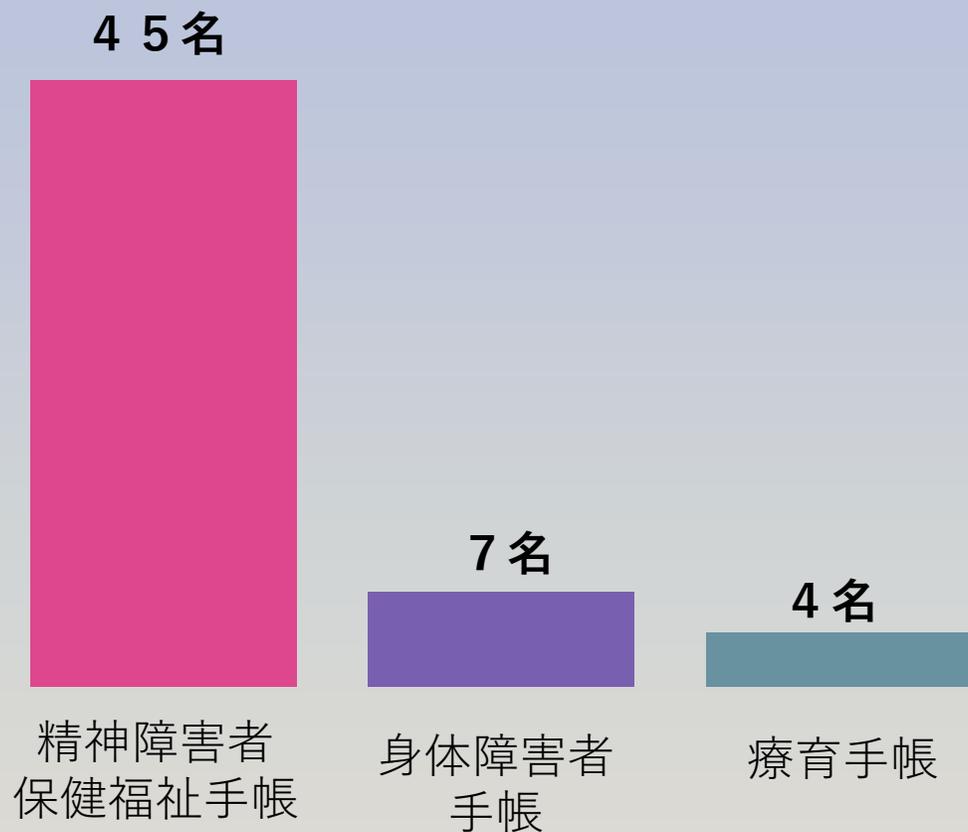
年齢比



入所者情報②

令和7年4月1日現在（103名）

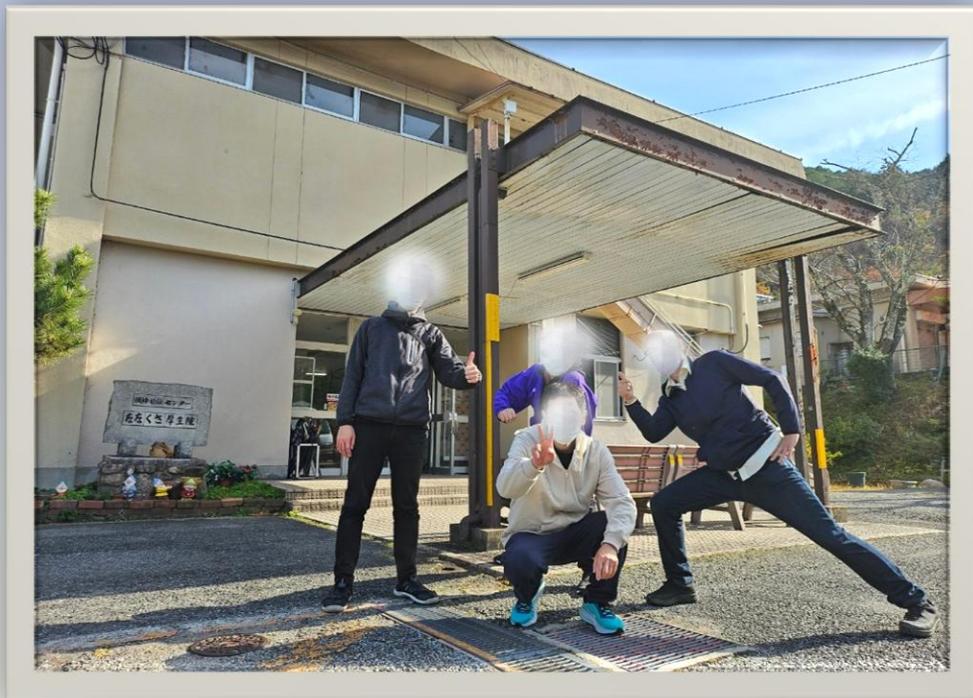
手帳保持者



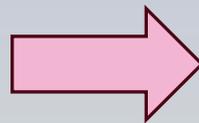
市 町	利用者数
尼崎市	45名
西宮市	15名
芦屋市	1名
伊丹市	15名
宝塚市	13名
川西市	14名
猪名川町	0名

この度、移転しました！

2024年12月に西宮市山口町から、宝塚市東洋町へ移転しました。
新しい施設での利用者さんの生活をご紹介します。



西宮市山口町 旧厚生院



宝塚市東洋町 新厚生院

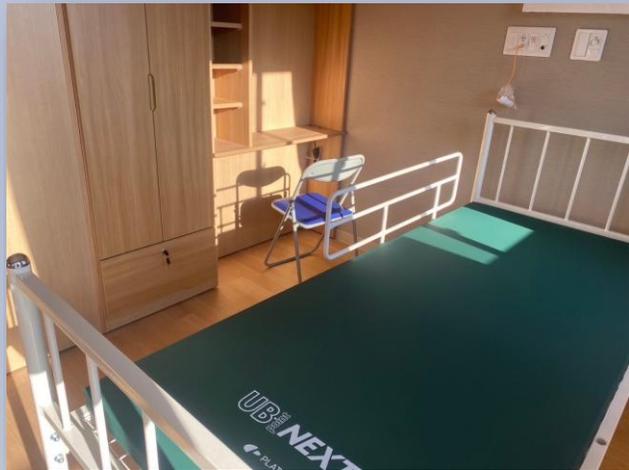
引っ越し当日の様子



引っ越し当日はバスとリフト車を使用し、東洋町へ向かいました。

院内紹介

居室



食堂



支援員室



浴室



1日の流れ

6:00 起床



6:45 朝食

9:15~10:30 作業

月・火・水・金

11:30 昼食



月・火・水・金

13:45~15:45 作業



入浴 (支援)



17:30 夕食

入浴 (自立)

22:00 完全消灯



作業活動について

厚生院では作業活動に力を入れています。

厚生院では利用者様全員がいずれかの作業班に所属し、日中活動を行うこととなっており、現在はクラフト班、下請け作業班、洗濯班、療育班の4つの班があります。

利用者様は自身の希望した作業班で日中活動を行っています。

日中活動として
作業に参加

その人の能力に
あった作業を提供

作業参加すれば
工賃が発生する

スキルアップも
目指せます！

作業活動① クラフト班



木工作业に取り組まれています。糸のこで木材を切断、やすりやタオルで磨く工程を分担して行い、作品を作成しています。完成した作品は地域のフリーマーケット等で販売しています。

また、体力のある方は厚生院周辺の掃き掃除や園芸班として作物等を育てていただいています。

作業活動② 下請け作業班



現在、複数の会社からの仕事を請け負っており、主に3つの作業班に分かれて作業を行っています。

1. 関西の神社からの短冊の作成
鉛筆などの文房具作成や仕分け
2. シーズンギフトのお菓子箱の作成
折り作業、組作業、梱包に分かれて作業を行います。
3. 水道メーターの部品の組み立て作業
組み立てだけでなく、メーターの計量を行う作業も分かれて行っています。

それぞれの作業は利用者様の能力に合わせて、細かく工程を分けて作業に取り組んでいただいています。

作業活動③ 洗濯班



厚生院は自立を目的とした支援を行っているため、利用者様の衣類は自身で洗濯していただいておりますが、障がい等により洗濯ができないという方は施設のほうで洗濯を行っています。

そうした方々の洗濯を担うのが、この洗濯班です。

洗濯を畳むだけでなく、衣類の返却まで行っていただきます。

作業活動④ 療育班



体調や障がいの関係により内職作業等に参加することが難しい方が所属されています。
ご本人の「できること」に着目し、さまざまなことに取り組んでいただきます。
また、他の作業班から依頼されて作業の手伝いを行うこともあります。
作業班の所属を目標にリハビリや内職等の活動に取り組む方もいます。

補助業務



補助業務は作業班とは別で、隣接するななくさ育成園内の厨房で就労業務を行っています。業務内容としては洗浄や厨房作業の補助などです。厚生院を退所して地域移行された方で就労される方もいます。

長く働くことができれば、調理師免許の取得も可能です。



年間行事

新年の会

利用者自治会・当番活動



1年に1回、利用者様の投票で自治会役員を選任し、月に1回職員との話し合いを行っています。
入所されている利用者様それぞれが役割を担って院内での生活を成り立たせており、作業班同様に当番活動も個々の能力に合わせて取り組んでいただいています。
当番活動はトイレ掃除、入浴準備、食事準備、ハイターでの廊下掃除等があります。

居宅生活訓練事業

地域移行へ向けた取り組みとして、居宅生活訓練事業があります。実際に施設の近くのアパートで一人暮らしの練習を行っています。最初は素泊まりからスタートし、徐々に掃除、洗濯、調理と自身でできることを増やしていきます。



保護施設通所事業・訪問事業



▲通所事業で厚生院に通われている方をお送りしている様子

主に厚生院を退所した方が対象となっています。

地域へ移行された後も、安心した地域生活をサポートするために、関係機関と連携して様々なサービスを提案しています。

通所事業は、日中活動を充実させてもらうため厚生院に通所し作業を行っています。

訪問事業は実際に地域移行されたその方の居宅に訪問し、生活状況を聞き取りつつ、困っていることがあれば支援を行っています。